

「(仮称) 墨田区スポーツ振興計画」策定のための区民アンケート調査(障害者向け) 業務に係る個人情報の目的外利用について(概要)

1 調査の目的

スポーツ庁が令和4年3月に策定した「第3期スポーツ基本計画」では、「スポーツを通じた共生社会の実現」や「多様な主体によるスポーツ参画の促進」を重点施策としており、障害者スポーツの普及啓発や実施環境の整備に取り組むことにより、共生社会の実現や障害者のスポーツ実施率の向上を目指すこととしている。

本区においても、障害者スポーツの振興を目的として、令和4年2月に「墨田区障害者スポーツ推進協議体」を発足し、スポーツ分野(スポーツ振興課、スポーツ関係団体)と障害者分野(障害者福祉課、障害者関係団体)が連携して意見交換や情報共有、事業企画を行うなどの取組を進めている。

そのような中、ポストコロナにおけるスポーツ振興、東京2020大会後のレガシーとしてのスポーツ気運向上の活用、スポーツを通じた共生社会の実現やSDGsの推進といった社会状況や課題の変化を踏まえた施策を展開するため、本区のスポーツ振興のロードマップとなる「(仮称) 墨田区スポーツ振興計画」を策定することとした。

障害者を対象とした本調査は、当該計画策定のための事前調査の一つであり、本区の障害者スポーツの実態やニーズを把握し、計画策定の基礎情報として活用することを目的に実施するものである。

※ 計画策定の事前調査として、本調査のほか、住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の区民(2,000人)、区内のスポーツ関連団体等(40団体等)、区内公共スポーツ施設(5施設)へのアンケート調査を行う。

2 区民アンケート調査(障害者向け)の概要

(1) 対象者

墨田区内に住所を有する18歳以上80歳未満の障害者手帳所持者(外国人を除く。)850人を対象とする。

なお、対象者の内訳は以下のとおりとし、障害者福祉課が保有する身体障害者更生指導台帳及び知的障害者更生指導台帳から無作為に抽出する。

【内訳】① 身体障害者手帳所持者 600人

② 愛の手帳(知的障害者の手帳)所持者 250人

※ 内訳は各手帳所持者数の按分による。

(2) 調査実施時期

令和5年1月(予定)

(3) 調査方法

郵送により、調査票の配布及び回収を行う。

なお、民間事業者に調査票の印刷、発送及び回収を委託する。

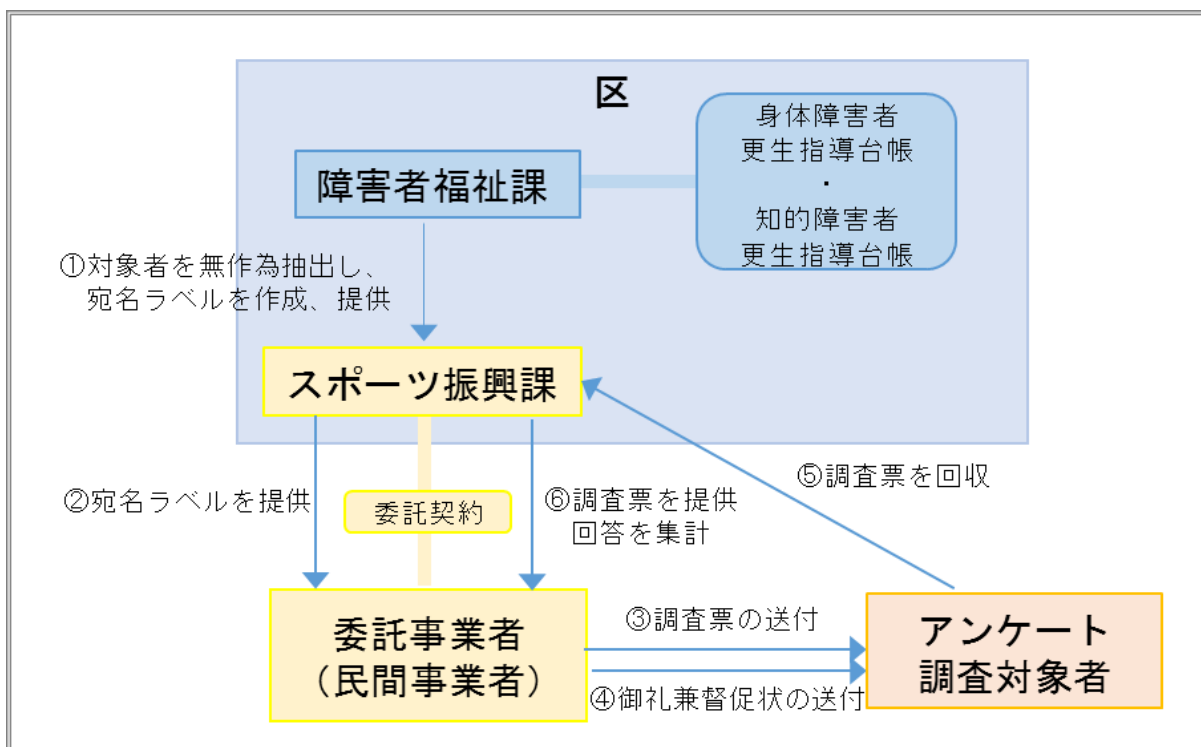
ア 調査対象者に調査票を送付する。

※調査票については、無記名方式とする。

イ 回答期限を約2週間と設定し、回答期限前に全調査対象者に対して御礼兼督促状を発送する。

ウ 返送された調査票を集計する。

3 業務の概念図



※ ①が目的外利用となる

- ①障害者福祉課は、身体障害者更生指導台帳及び知的障害者更生指導台帳から対象者を無作為抽出し、宛名ラベルを作成する。作成した宛名ラベルは、スポーツ振興課に提供する。
- ②スポーツ振興課は、調査票の印刷、発送及び集計を民間事業者に委託し、①の宛名ラベルを委託事業者に提供する。
- ③委託事業者は、②で提供を受けた宛名ラベルを使用し、調査票を送付する。
- ④委託事業者は、回答期限前に全調査対象者に対し、御礼兼督促状を送付する。
- ⑤スポーツ振興課は、返信用封筒により調査票を回収する。
- ⑥スポーツ振興課は、⑤で回収した調査票を委託事業者に提供し、委託事業者は回答を集計する。

4 目的外利用の必要性

障害者手帳所持者に「(仮称) 墨田区スポーツ振興計画」策定のためのアンケート調査票等を送付するに当たって、障害者手帳所持者の氏名及び住所の情報が必要である。したがって、障害者福祉課が保有する身体障害者更生指導台帳及び知的障害者更生指導台帳を目的外利用し、当該情報を抽出する必要がある。

5 目的外利用の内容

別紙「運営審議会諮問事項調書」のとおり

6 本人への通知について

調査票の送付を行う者に対しては、調査に関する説明文を同封し、障害者福祉課が保有する身体障害者更生指導台帳及び知的障害者更生指導台帳の個人情報をも目的外利用して抽出した旨を記載することにより、本人に対して通知する。

調査票の送付を行わない者に対しては、目的外利用したことのみに通知すると、本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、事業の概要及び個人情報の利用について、区ホームページ等により周知を行う。

7 個人情報の安全管理

- (1) 個人情報保護の観点から適正な情報管理を行い、漏えい、紛失、改ざん、破損、その他の事故の防止に努める。
- (2) 関係文書は、5年間保管・保存した後、廃棄する。
- (3) 宛名ラベルの作成は区が行い、委託事業者に手渡しする。
- (4) 次に掲げる事項について、委託事業者に遵守させるものとする。
 - ア 宛名ラベルを施錠可能な場所に保管する等、個人情報の漏えいの防止及び秘密保持に努めること。
 - イ 個人情報を提供する目的以外で使用しないこと。
 - ウ 個人情報を第三者に提供しないこと。
 - エ 個人情報を複写及び複製しないこと。
 - オ 調査票の集計が終わったら、調査票を区に提出すること。
 - カ 返信用封筒に個人情報が記載されている場合は、溶解処理等で廃棄するとともに、廃棄報告書を区に提出すること。
 - キ 漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに区へ報告すること。